令和元年度(2019年度) エゾシカ対策有識者会議

議事録

日 時:令和元年7月30日(火)午後2時分開会

場 所:かでる2・7 1070会議室

1. 開 会

○事務局(小島エゾシカ担当課長) 定刻となりましたので、ただいまから令和元年度エゾシカ対策有識者会議を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます生物多様性保全課エゾシカ担当課長の小島 でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、お手元の次第に沿って進めさせていただきまして、午後5時までには終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

2. 挨 拶

- ○事務局(小島エゾシカ担当課長) 開会に当たりまして、生物多様性担当局長の小林からご挨拶を申し上げます。
- ○小林生物多様性担当局長 生物多様性担当局長の小林でございます。よろしくお願いします。

本日は、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から、道のエゾシカ対策の推進に対して格別のご理解とご協力を賜りまして、 この場をおかりして厚くお礼申し上げます。

さて、道では、エゾシカの捕獲推進による個体数管理と捕獲個体の有効活用に取り組んできた結果、エゾシカの推定生息数や農林業被害ともに、まだ高い水準ではございますけれども、ピーク時よりは若干減少に転じているところでございます。

道の第5期エゾシカ管理計画におきまして、東部地域を13万頭以下、西部地域を17万頭以下の生息数に減少させることを目標にしているとともに、エゾシカを本道固有の自然資源と位置づけまして、食肉等への有効活用の推進を掲げ、エゾシカの適正な管理とジビエとしての持続可能な利活用の両立に向けて取り組んできたところであります。

捕獲対策といたしましては、市町村の捕獲対策の推進、道自ら捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業、また、有効活用では、エゾシカのジビエとしての利用拡大に向けた取り組みとして、道のエゾシカ肉処理施設認証制度の推進のほか、昨年度から狩猟者の食肉処理施設への搬入経費への支援や施設の廃棄物処理経費に対する支援なども行っているところであります。

今後も一層の対策の推進を図っていく必要があると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、大変限られた時間ではございますが、本年2月に設置いたしましたエゾシカ管理のあり方検討部会と、6月に開催しました生息状況評価部会における検討結果につきまして、各部会長からご報告をいただくとともに、今猟期の可猟区域や捕獲推進プランなどについてご検討いただきたいと考えております。

エゾシカ対策は、順応的な管理を継続していくことが大変重要と考えております。大変

お忙しい中ではございますけれども、ご指導とご助言を賜るようお願い申し上げまして、 簡単ですけれども、ご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

3. 議事

○事務局(小島エゾシカ担当課長) 議事に入る前に、配付資料の確認をさせていただきます。

資料は1番から5番までございます。そのほか、参考資料を1番から8番までお配りしております。

資料 2 につきましては 2-1 から 2-6 まで、資料 4 につきましては 4-1 から 4-4 まで、資料 5 は 5-1 から 5-5 まで、複数にわたってお配りしております。

資料の不足等がございましたらお知らせいただきたいと思います。

それでは、これからの進行を近藤座長にお願いします。よろしくお願いいたします。

○近藤座長 恒例によりまして座長を務めさせていただきます、北大の近藤でございます。 お手元の次第にございますように、今日の議事は、今ご紹介がありましたように、各部 会報告等を合わせまして、さらにその他も含めて6題でございます。

17時までということですので、限られた時間内で、充実したご議論、ご検討をよろしくお願いいたします。

では、議事(1)エゾシカ生息状況評価部会の報告について、お願いいたします。

○松田構成員 指数に関しまして、私から報告させていただきます。

資料1をご覧ください。

まず東部地域、西部地域、それから道南と3つありますが、東部地域に関しましては、 昨年度の個体指数は120、95%区間は81から173としております。

平成5年度よりは多いのですが、先ほどのお話にもありましたように、ピーク時と比べると、下のグラフにありますように、少し減っているところです。

例年のことですが、毎年情報を更新しておりますので、平成30年度だけではなく、29年度の数値も変更になります。最新のデータ解析によって、29年度は指数126、95%区間は92から172と上方に修正されました。

全体の認識としましては、2002年度頃から増加に転じ、2010年度から2011年度には過去最高に達したが、2012年度以降は減少したと推定されております。

ただ、下のグラフの赤い丸が中央値ですが、上下にある破線の誤差範囲を見ますと、一番上限の方はもう下げどまっている可能性もあるという見方になっています。

1年当たりの自然増加率を21%と仮定すると、平成30年度には28万頭から47万 頭間にあると推定されます。振興局別の内訳がありまして、オホーツクが2万6,000 頭から7万2,000頭、十勝が6万頭から13万7,000頭、釧路・根室が15万5, 000頭から33万7,000頭の間と推定されております。 一昨年度までの推定に比べて、全体として過去に遡って上方修正されております。つまり、この推定方法は、獲った分だけ減ったはずであるが、これだけ獲っても余り減っていないということは、もうちょっとたくさんいたのだろうという推定方法になっているということです。

平成29年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は1万頭、許可によるものが2万6,000頭を記録しておりますが、個体数指数を100以下に減少させるためには、2019年度において3万8,000頭以上のメスジカの捕獲が必要であり、許可捕獲は2万7,500頭以上確保する必要があるという計算結果になっております。

続いて、西部になります。

西部は同じように、指数は264、95%区間は197から347とありまして、グラフをご覧になってもわかりますように、赤丸の推定自体が横ばい、あるいは、少し上方に転じている形になっております。

平成29年度に関しましては、最新のデータ解析によって、指数263、95%区間は207から331と修正されております。

西部全体としても増加傾向が続いていたけれども、2011年度に最高に達し、それ以降は一旦減少傾向が見られたが、最近再び増加に転じた可能性があるということがこのグラフからもわかるとおりの分析になっております。

自然増加率21%と仮定すると、新たな解析によって、平成30年度は25万頭から62万頭の間にあると推定されます。一昨年度までに比べて、全体として上方に修正されております。

平成29年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は1万1,000頭、許可は2万6,000頭です。過去実績に照らして個体数を減少させるためには、東部よりもトーンが低い目標ですが、2019年度において4万5,000頭以上のメスジカ捕獲、許可によって3万1,000頭以上のメスジカ捕獲を確保する必要があるという計算結果になっております。

続いて、南部です。

南部は、依然として上限がよくわからない形になっておりまして、どんどん増加を続けているという認識です。

したがって、指数としては暫定値という扱いですが、指数は279で95%区間は176から372の間であるということで、これも平成29年度は248と上方修正されています。

南部地域の生息頭数は減少しておらず、増加が継続していると推定されております。それが指数を暫定値としている理由です。1年当たりの自然増加率を21%と仮定すると、生息頭数は3万頭から13万頭の間にあると推定されます。

平成29年度の狩猟によるメスジカ捕獲頭数は約800頭で、許可は約1,100頭です。第5期エゾシカ管理計画の目標達成のためには一層の捕獲圧をかけることが必要です。

これは、具体的な数値目標は出せないということです。これも、去年までとそんなに変わりませんが、相変わらず増え続けているということです。

全体として、推定方法の見直しを図った方がいいのではないかという意見も出まして、 その見直しも含めて、来年度までに検討しようという話になっております。

- ○近藤座長 ただいまの部会報告について、ご質問、ご意見はございますか。 最後に言われた見直しというのは、どういう内容になるのでしょうか。
- 〇上野主査 この後、説明する資料と関連しておりますので、参考資料 6-2 を使って説明させていただきたいと思います。参考資料 6-1 の次の A 3 判横長の資料です。

西部をベースに話をさせていただきますと、西部地域、北は宗谷から南は日高まで、かなり広範囲をカバーしておりまして、これまでは西部地域一つのスケールで生息評価をしていたのですけれども、数年前から、南のソース個体群とも言える日高を中心とした集団と、近年、局所的に密度が高い宗谷を中心とした集団に分けて評価をすべきではないかという話がありまして、参考資料6-2の一番右のグラフですが、西北部・西南部という2区分に分けて個体数指数の評価を進めてきております。

西南部と西北部において、西北部は空知、上川、留萌、宗谷に当たりまして、西南部は石狩、胆振、日高に該当するのですけれども、このグラフを見ると、近年の傾向の違いが見てとれると思います。

このように区分を分けることは、今後の管理にとても重要ですが、実は1点問題があります。このグラフを見ていただきますと、西南部は過去3年間高い値を示しておりまして、指数で言えば中央値でも674ということで、2000年を基準として6倍くらいの数字になっているのですけれども、これと同時に推定する個体数を見ていただきたいので、この資料の4枚目をご覧ください。

こちらに掲載しているのは、先ほどと同じ西部地域の西北部、西南部における個体数のデータです。先ほどのように2000年を基準にして得られる推定個体数は、この下半分の表の右端、「西北部(空知、上川、留萌、宗谷)で推定(2000~2018年)」、その隣に「西南部(石狩、胆振、日高)で推定(2000~2018年)」という欄がございます。この西南部の右下、2018年の推定値を見ていただきますと、70と書いてあります。この単位は万頭ですので、西南部の一番直近の推定は70万頭という数字になります。しかし、これは現実的には考えられないような高い数字でして、2000年を基準にした場合、先ほどの指数の数字もそうですけれども、近年の数値がかなり高くなっております。

この数字の根拠はライトセンサスのデータから来ているのですけれども、2000年の ライトセンサスは、西部地域においてはゼロデータが多いということで、比率で考えたと きに最近のものが過剰に高い数値を示してしまう結果になっております。

実は、2000年を基準に推定する問題は既に指摘されていて、昨今の推定個体数では、 西部地域に関しては2007年を基準に推定をしています。ですから、西部地域に関して は、個体数、指数ともに2000年基準ではなく、2007年を基準にして推定作業をしていかないと、2000年を基準にすると、西北部、西南部に分けたときに過大な評価をしてしまう可能性があります。

西部地域はこれまで、推定個体数は2007年基準にしつつも、指数は2000年を基準にして評価を続けてまいりましたが、次の第6期管理計画では、西部地域を2区分に分けていく必要があるという話になっておりますので、その場合は基準年を見直す作業が必要になると思います。

この問題は南部地域でも当てはまる問題でございますので、データの特性に基づいて基準年の見直しをする必要があること、さらに根本的には、そういう比率的なデータを扱う問題も検討していかなくてはいけない状況になっております。基準年を変えることによって、計画の目標も変えざるを得ないというところがありますので、そういった点も今後検討が必要ではないかと考えております。

- ○近藤座長 ほかにございますか。
- ○稲富研究主任 先ほどの松田部会長の資料の補足ですけれども、昨年度までの公表資料と変わった点としまして、東部地域については、初めて振興局別の内訳を出すようになったということがあります。

今までこの文章はなかったのですけれども、先ほど上野さんが説明された資料に振興局別の推定値も出ているのですけれども、それぞれの振興局別で推定したときに、東部地域についてはかなり精度の高いデータが得られてきていることを踏まえて、今回載せることにしたものです。

- 一方、西部地域には振興局別の文言が出ていないのですけれども、それは一部の振興局 での推定精度が悪いということで、まだ掲載はしていないということです。
- ○宇野構成員 上野から説明があった、西部地域を2区分にすることについての補足ですが、これについてはこれまでも議論してきましたけれども、西北部と西南部は遺伝的な構造が異なる、集団が異なるということがあって、分けていくことが妥当ではないかということです。

もう一つ、2000年はライトセンサスでゼロデータが多かったという説明をしましたけれども、我々は前から胆振問題と呼んでいたように、実は、胆振地区は、日高方面から流入してきた個体が定着して増えていくまでに少しタイムラグがあって、そういう移入個体が定着する前の2000年を基準にするよりも、分布がほぼ定着した2007年基準で見ていく方がいいだろうという判断から、基準年も見直していくべきではないかという議論があるということです。

- ○近藤座長 胆振問題というのは、遺伝的にも確認されているのですか。
- ○宇野構成員 日高にもともとあった集団が胆振に拡大しているということが確認されて おります。
- ○近藤座長 基準を見直すという問題は、東部にはないのですね。あくまでも西部の問題

なのですね。

- ○宇野構成員 西部と南部です。
- ○近藤座長 もう一つ、2007年を基準にするとしたら、南部は2007年がないですよね。その辺はどうなのですか。
- ○上野主査 生息評価部会の中には、基準年がばらばらだという問題意識があるのですけれども、道南地域に関しては、2011年を基準にして推定作業も行っているのですが、必ずしも安定した推定ができている地域ではございませんので、今後、データの蓄積に伴って、基準年が2011年よりもっと後にずれる可能性はあるかもしれません。
- ○近藤座長 何かございますか。
- ○小林生物多様性担当局長 西部地域の現在の数字は過大評価の可能性があるということですか。
- ○上野主査 参考資料6-2では、基準年を2000年にした場合、西南部のデータに関して過大推定の可能性があるという説明をしたのですが、公表資料の1(2)に関しては過大評価の可能性はないです。
- 〇近藤座長 2000年を基準にしたときは、なぜ2000年を基準にしたのか、今、胆振問題で、流入したものが安定した後ということで2007年にしたのは納得しやすいのだけれども、では、2000年はどうして2000年にしたのか、南部は2011年からデータを取り始めたから2011年にしたのか。全道的に評価していくためには、どこかに根拠がいるのではないかと思うのです。
- ○宇野構成員 前の資料を見直さなければいけないのですけれども、これは北海道がつくった保護管理計画の歴史がありまして、最初は道東地域の保護管理計画から始まったのですが、それを全道計画に変えていくときに、平成12年、2000年に西部地域が対象地域に入ってきたため、仮にそこを基準年として推定してきたのですけれども、その後、継続して見ていく中で、それは妥当ではなかったということが胆振問題も含めてわかってきたということです。
- ○近藤座長 2007年を基準にしたほうがいいというのは、遺伝的な流入が確認されているとおっしゃっているわけだから、それはわかりやすいけれども、それであれば、全体にもそういう基準が必要かと思うのです。
- ○梶構成員 先ほど宇野さんが説明したように、初めは道東にほとんどの集団がいたので、 西の方は薄かったのです。それが西部に広がっていって、西部地域の管理計画が必要になって、数年前からは道南にも入っていって計画をつくったということで、スタート年が違うということです。
- もう一つは、できるだけ小さいスケールでやりたい、大きな単位では大体トレンドがわ かったのだけれども、個別の問題を解決するには小さいスケールでやりたいということが あります。

初めは東西で南はほとんどいなかったです。今は東西南の3区分にしまして、過去に大々

的な調査を3回くらいしたのです。個体群の分布が拡大する中で集団構造が変わってきていて、安定しているのは日高と胆振のところだったのです。

数年前はデータの量的に、そういう区分ができなかったこともあったと思うのですが、 今はできるようになったということだと思います。

○近藤座長 わかりました。

ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○近藤座長 それでは、次の議題に移りたいと思います。
 - (2) エゾシカ管理のあり方検討部会報告について、お願いいたします。
- ○伊吾田構成員 私から、議事(2)について報告したいと思います。

資料2-1をご覧ください。

昨年度の有識者会議の中でこういった部会を設置するという話になりまして、今年既に 2回開催していますが、その中間報告をさせていただきたいと思います。

趣旨としましては、現在、第5期管理計画に基づいて、個体数指数や生息数の目標設定、効果的な捕獲手法、地域資源としての有効活用を推進していますけれども、今後、10年、20年先を見据えて、将来的なエゾシカ管理と活用のあり方や、それに関わる利活用や担い手育成の課題を検討することが必要になってきています。

その中で議論をしているのですけれども、部会の体制としては、ご覧のとおりの構成員で、随時、オブザーバー等を招いて進めています。

検討事項としては、個体数管理の目標ですとか有効活用の推進に向けた仕組み、捕獲体制の構築を掲げております。

今年の2月に第1回、5月に第2回を開催しております。今後も第5回くらいまでを予 定しています。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

これが1回目の概要ですが、かいつまんで報告させていただきます。あわせて資料2-3も見ていただければと思います。

まず、今後のエゾシカ管理の目標についてですけれども、前段で過去の歴史的な管理目標設定の振り返りを行いました。東部については、被害軽減をして大発生水準を上回る、あるいは、許容下限水準を下回るリスクを減らす水準から目標設定したことを確認しております。

これまで被害対策が20年前にあって、途中で資源活用という要素も入ってきましたけれども、今後は、被害と資源利用のバランスをとりつつ資源管理をしていこうということで、新たな目標の設定を考えるべきという方向で合意しました。

次に、管理のあり方についての議論ですが、去年7月に、先ほども申しましたエゾシカ 管理のグランドデザインをエゾシカ協会から北海道知事に手交し、それも踏まえながら検 討を進めていますけれども、地域主体できめ細かい管理の推進が必要であるということを 話しております。

その中で、被害者と受益者の乖離が課題であるとか、利活用における事業者の経営の安 定化ですとか、その規模や水準のばらつきに課題があるという話がありました。

利活用のさらなる推進のためには、事業者と捕獲者の行動を分析するべきとか、利活用と被害のバランスを考慮した目標設定ということで、まさに地域、地域でそれぞれ目標を立てていく。先ほど東部と西部が二つと南部のモニタリングの結果がありましたけれども、それも踏まえて、地域、地域で目標水準があってもいいだろうという話題が出ています。この辺については、資料 2-3 の議題 2 と書いてあるグラフもあわせて見ていただければと思います。

その中で、必要最低資源量を今後考えていく必要があるのではないかという話をしています。

また、今後の資源として、地域の経済波及効果というものをしっかり評価していくべきであること、なおかつ、狩猟者の捕獲期間への不公平感等もこれから問題になってくると思いますので、そういったものの是非も議論していくべきだろうということであります。

また、これはちょっと哲学的なことになりますけれども、シカと人間の共存に関しても、 さらに検討して普及していくことも重要だろうという話も出ています。

第1回はこのようなことをメインに話したほか、今後の検討事項についても協議を行っております。

資料2-3の議題4、今後の検討事項について、こちらもあわせてご覧ください。

1点目としては、狩猟者が食肉処理場にシカを持ち込む要件についてです。

2点目としては、一次処理の問題、グランドデザインでは一次処理システムの導入の提案をしています。

3点目として、食肉事業者の安定経営、4点目として、食肉衛生の確保、5点目として、 捕獲個体の性別による利用の違い。

この1から5までは第2回で主に話がされていますけれども、さらに6点目として、囲いわななどの技術的な課題、7点目として、新規事業者の推移、そして8点目として、管理目標の設定、これは生息状況評価部会との連携や役割分担も重要だろうという話をしています。

続いて、資料2-4と2-5をご覧ください。

先ほど言いましたように、この会では主に有効活用について話をしています。冒頭で事務局から現状の報告がありましたが、処理施設数については概ね増加傾向で、施設数や処理頭数、管内の捕獲頭数と処理頭数の比率については東部の方が多いということで、これは資料2-5のグラフ4の中で分析していただいております。

一方、西部は、活用が進んでいる振興局とされていない振興局が二極化しております。 次の大規模な処理施設ですが、資料 2-5 の裏のグラフもあわせて見ていただければと思いますけれども、500 頭以上を処理している施設が 7 割以上の頭数を処理しているとい うことでした。

さらに、搬入頭数の割合、これは個人ベースですが、100頭以上の捕獲している方が 3割、50頭以上の方が10%という実態がございました。

続いて、食肉衛生の現状のガイドラインなどの振り返りとして、衛生処理マニュアルや 認証制度、食品衛生法とか今後のHACCPの法改正等について報告がありました。

それを踏まえまして、川上の議論として、狩猟者の施設への搬入確保について、昨年度に道がアンケート調査をした結果ですけれども、捕獲についての道具のことや、捕獲はメスの方が搬入の要望があるということで、メス、さらには若いオスが優先されるということです。これは、買い取り価格が高いとか食肉の品質が高いという条件があるということです。

狩猟者からの課題としては、施設の場所が遠くて速やかな搬入ができないとか、搬入に 関わる労力に対して対価が低いという意見もあるようです。また、施設の受け入れ体制が 不足しているという課題も言われております。

一方、施設の現状として、阿寒グリーンファームからご報告いただいたのですが、経営面として、建設に係る費用ですとか運用に係る費用、収支の話もざっくばらんにお話いただきまして、利益を上げる方法として、人件費を減らすなど経営的な課題を報告いただいた一方、一次処理車の導入なども道の事業で検討されているというようなことで、そういったものの可能性についても話がありました。

もう一つ、大規模に肉を扱うアイマトンさんからご報告をいただいたのですが、仕入れの課題として、納入時期の形態とか個体のばらつき、時期の偏りについて、また、製造の際の課題としては、個体識別や着弾部位などの課題の話がありました。さらに、販売する上での在庫管理の課題もご報告いただいています。

第2回目は、以上のような形で話をしました。

最後に資料2-6をご覧いただきたいのですけれども、これが概ね5回実施するという中でのスケジュールで、1と2が終わりまして、3回目は11月に、今度は消費の部分を中心に、販売者の現状や経済的な評価、資源管理に向けた課題をまとめまして、次に4回目で、捕獲と活用に関わりますけれども、人材の育成や地域主体の資源管理、さらには技術的な課題も検討いたします。

一応、5回目でまとめをすることになっておりますけれども、必要に応じてプラスアルファの形で話を進めていきまして、第6期の計画に反映させていただきたいと考えております。

○近藤座長 ただ今の管理のあり方検討部会のご報告について、ご質問、ご意見はございますか。

○松田構成員 幾つかあるのですが、最初に、資料2-2の終わりの方に「シカと人間の 共存に関する哲学」という表現があるのですけれども、ちょっと内容がわからなくて、こ れは一体どう話し合うのかなという気がするのです。 この検討部会として、あるいは北海道の行政として、一つの哲学で合意するということ にはならないと思うのですが、その辺の考え方を整理していただきたいと思います。

恐らく利用するというようなやり方もあれば、そうではないというやり方もあるかもしれません。そういうことを整理することは大事だと思うのですが、そういうものを見るよりも、その上位に一つ来るのがあるとすれば、今は持続可能な社会というのが上位に来ると思います。

そういう目で見て、次の質問なのですけれども、資料2-3です。

ここには、今までは絶滅リスクだけ、絶滅はしないけれども被害を減らすという目的だったのですけれども、これからは利活用にも配慮するということが書いてあります。

それは結構なことだと思うのですけれども、そこに「最低必要資源量の逆算」と書いてあるのです。これがどんな数字なのか僕には見えていないのです。これは一体どれくらいを想定しているのか、逆に言えば、毎年どのくらい利用することを想定して準備が進んでいるのか。

その数字を見たら、ひょっとしたら持続不可能かもしれないという危惧を私は持っているので、その数字を検討していただきたいというのが2点目です。

3点目としては、資料2-5ですけれども、食肉処理頭数と捕獲頭数の割合が出ていて、 平均が2割ですか。例えば5割にしたいとか、できるだけ有効利用したいというのは私も 賛成ですが、処理したもののうち、どのくらいその肉を使っているのか、例えば、120 キロのシカがいたとして、1頭から何キロくらい使っているという数字はどこかに出てこ ないのだろうかというのが3点目の質問です。

○伊吾田構成員 まず哲学ですけれども、1回目でこの課題について十分な時間をとれたわけではないのですけれども、おっしゃるとおりエゾシカにはいろいろな価値があって、プラスの価値とマイナスの価値があって、利害関係者の方それぞれお持ちだと思うのですけれども、持続的に資源を利用していくということの一つは、例えばそういったところを共通公約数的に、被害を受けている方も含めてプラスの価値も認めていただくとか、それに対して普及をしていくということになってくるだろうと思います。

先ほど言いましたように、十分な議論ができていませんので、これについてはさらに深めていければと思います。

二つ目ですけれども、エゾシカ管理のグランドデザインで、地域別に森林の所有形態別に一つのたたき台を出して、有効活用を推進していくためにはある程度多くてもいいだろう、被害軽減するエリアでは極力少なくするというのは、地域主体の管理を進めていく上での地域ごとの一つのたたき台を出しているのですけれども、それを積み上げていって、少なくとも、このくらいは必要だろうということがあります。

さらに、今、処理場さんが80から100軒くらいあると思いますけれども、今後それらが、ある程度経営が成り立つくらいの捕獲を確保していかないと、せっかくできた処理場さんの経営が不安定になってしまうと資源活動が推進できませんので、今後、被害管理

とのバランスが非常に課題になってくると思いますけれども、そういった資源としての活用が各処理場さんでどのくらい必要かということと、地域、地域でエゾシカ管理計画全体の管理と推進との兼ね合いを図りながら検討していくべきだと思っております。

これについては、上野さんから補足があればお願いしたいと思います。

3点目の肉の割合ですが、現時点でそういう統計はないと思うのですけれども、今後は そういう資料が必要だろうと思います。特に、自家消費の部分はすごくばらつきがあるで しょうから、基礎資料として必要だろうと思います。

これについて、事務局から補足がありましたらお願いしたいと思います。

○上野主査 資料2-3の最初の模式図ですけれども、ここで言う絶滅リスクに加えて、 二つの基準をここに設けております。

その最初の最低必要資源量の逆算の意味合いとしては、現状として今の施設の処理能力などを考えたときに、今幾つかの情報の中で、3万頭の捕獲数というものが一つ基準にあります。

それをどのように逆算するかということなのですけれども、全てのシカを食肉に利用できるわけではありませんので、現状では20%程度の利活用率ですが、もっと利活用が進んで50%利活用できることを考えたときには、3万頭の資源を確保するためには6万頭を捕獲できなければいけないということになります。

6万頭を持続的に捕獲するということは、全頭数の20%を捕獲するとした場合、30万頭のシカがいないと持続的に3万頭の資源量を確保することはできません。そのようなイメージで、最低必要資源量の逆算を示しております。

それが持続可能かどうか、被害の問題との関係についてはまだ定量的に詰めておりませんので、そこは基準として考えるときに重要かと思います。

ここではもう一つ、非常事態被害の逆算というものを提示しておりますけれども、これはどちらかというと、ここまで被害が発生すると大変な社会的問題だと宣言をするくらいの大問題だという意味合いで、ここでは上限として設定しております。

例えば、被害額が全道で50億円を超えるとか60億円を超えるような状況の生息数、 ここまで増やしてはいけないという水準として提示するのはどうかということです。

あり方検討の中でも、これまでの被害問題を防ぐことに加えて、利活用に配慮するという中で、個体数に全ての観点を集約するとしたら、このような逆算の形で何かしらの水準を決めるのがいいのではないかということで、たたき台を提示させていただきました。

ただし、先ほども申したとおり、数値的な詰めはできておりませんので、今後、その水準の考え方、水準を定量的にどのように出すのかというようなことを検討する必要があると考えております。

○梶構成員 もう少し考え方を整理された方がいいと思ったのですけれども、被害というのが今言っているところの大発生水準、50%という指数であるわけですね。絶滅リスクが5%で、5から50の間の25%を目指していこうということですが、何年か前に、そ

れはもう落とせないという絶望的な中で資源管理移行措置、要するに、総体的な価値観があれば25%でなくてもいいのだという検討をしたことがあるのですが、それとどこが違うのかなと一つ思いました。

また、指数管理の考え方を根本的に変えていくのかどうかとか、今の管理のやり方の中で資源管理をどうするかということはあると思います。

実は、8月1日に、日本学術会議から環境省の自然環境局長あてに手交してもらう中では、現行制度、法制度も含めて、何が問題なのかというと、結局、都道府県がやっている特定計画の個体数管理の問題と市町村の被害防止計画の中の有害捕獲というのは、整合が図られていないのです。

そういう中でどのように考えるのか、時間的、空間的なスケールで、まず被害を抑えるのが第一になるわけです。そもそも管理計画はそうであって、国の進めているジビエ推奨というのは捕獲を推進する、北海道はそれにならう必要はないのですけれども、一番重要なのは何かというと、被害問題が発生しているので、その被害がどういうレベルで、どの水準なら許容できるのかというのが第一にならなければいけないわけです。その中で、被害管理をどう資源管理に変えていくかが次の段階だと思います。

だから、いろいろな捕獲区分があって、使われるお金もばらばらなわけです。環境省所管の指定鳥獣管理と市町村、要するに農水省は120億円の予算を使っているけれども、環境省は12億円なのです。

120万頭のシカ、イノシシ合わせて、そのうち7割は駆除で獲られているのです。これをどう変えるかです。

狩猟の役割は非常に少ないけれども、現場でやっているのは全部狩猟者で、管理ユニットという概念もない中で、どのメニューを使ったらたくさんお金が入るかということで動いているのです。

だから、人とエゾシカの哲学という以前に、捕獲というものをどう考えるのか、狩猟をどう考えるのか、なおかつ狩猟者は一般的に排他的に動くわけです。だから、今動いている根本的な仕組みの中で何が問題かというものを具体的にしていかなければならないのです。

持続的に管理する上で、資源管理が重要だという考え方はわかるのですが、何かまだも やもやとしていて、よくわからないというのが正直なところなのです。

○伊吾田構成員 我々が考えているのは、主に減らした後どのように資源活用していくのかについて、今から準備をしていかなければいけないだろうと、私はそこをメインに考えています。

私も減らすことは大前提だと思うので、そこは従来どおり進めていくべきだと思いますけれども、20年間減らないということもありますので、そこはもっと突っ込んで、なぜ減らないのか、どうやったら減らせるのかというのは考えていかなければいけないと思っております。

○梶構成員 そういう話でしたらもう少し具体的にして、要するに、減らすべき個体数管理とか有害駆除とかさまざまな捕獲区分があるのですけれども、ごちゃごちゃにやっていて、やっている人はかわらないのです。地元の猟友会員なわけです。そういう人たちは獲物ですから減らしたくないのです。

そういうところで地域の持続性を考えたときに、地域主導で資源管理をするのはいいと思うのですけれども、現状でどういうことが起こっているかということを考えて、段階を経て動かしていくといいますか、上野さんがノルウェーの事例を紹介していますけれども、資源的な価値が非常に高いので、被害問題というのは大きくならないという話もあるのですけれども、今は被害問題が大きいわけです。そういう中で、どうやって被害の問題を資源管理に変えていくかということが重要だと思うのです。

もう少し具体的に言うと、市町村単位でもいいのですけれども、捕獲数の割り当てをどうするのか、要するに、被害を減らすのに、例えばある地域で1万頭、そのうちの5割くらいは資源利用に回していくということになると具体的になるわけです。

○上野主査 梶委員のご指摘としては、このような目標設定というときに、現状の大きな 広域スケールよりも、実行体制に近いスケール感で実態を評価しながら、目標をそれぞれ でどのように達成するかという実行主体に応じたスケールの中で管理の枠組みを提示すべ きということでしょうか。

先ほど、グラフの概念図を出しましたけれども、これで言うと、東部とか西部というよりも、それぞれの市町村ではないかというご指摘でしょうか。

○梶構成員 振興局レベルでもいいのですけれども、地域資源といった場合、どの程度まで資源量を推定できるか、個体数を推定できるかということがあると思うのですけれども、それができない場合でも、現状の管理の枠組みの問題とこれからやることの整合性の問題を考えておく必要があります。

伊吾田構成員の説明は減った後の話なのだということですが、そうではなくて、現状からずっとつながっていくわけですから、段階的に変わっていく中で、どのようにそれを現 実的な話として落とし込めるのかという話です。

要するに、資源利用と個体数管理とか被害管理というのをばらばらにやっているのです。それは整合をとらなければいけないわけです。

○近藤座長 梶さんがきちんとまとめてくれましたけれども、実際に減ってきたら、その後、資源量として確保しなければいけないと考えるのは当然なのだけれども、梶さんがおっしゃっているのは、ステークホルダーが入り交じっていて、現況の分析自体から始めていかなければいけないと思います。もうちょっと経済学的な観点で、現況をきちんと確保して、実際に獲る人は本当は減らしたくないと思っているとか、その辺もきちんと考えていかないと、組み立てられないのではないかということだと思うのです。

○松田構成員 具体的な数字を出していただいたので少しわかるのですけれども、利用率 50%で30万頭を目指すということですね。

参考資料 6-2に、今、どれだけいるかというある程度の推定があります。 3 枚目を見ると、東部では合計 3 3 万頭という数が出ています。 4 枚目を見ると、西部では 3 5 万頭とか 3 8 万頭という数字が出ています。 つまり、 7 0 万頭くらいいるだろうということです。 3 0 万頭というとその半分弱です。東部地区は今の指数が 1 2 0 で、 5 0 を目指しているわけです。半分以下を目指しているはずなのです。西部も大体似たようなものです。

つまり、あり方検討部会では、緊急減少措置を解除しなくてもいいくらいのレベルが最低基準として試算されているという危惧を私は持っています。本当にそれでいいのか、もうちょっと議論した方がいいのではないか。処理施設をつくってしまったら動かさなければいけませんから、減った後に処理施設が過剰になったら困るわけですから、その辺も考えていただきたいと思っています。

もともと道東計画を始めたときには、減ってきたらオスをたくさん獲れば捕獲数は確保できるはずだという話をしていたのですけれども、本当にオス肉の需要があるのかが次の心配なのです。今この議論をして聞いていても、オスとメスを獲り分けたらいいという議論が一つも出てこないのです。私は、これを非常に危惧しております。

○近藤座長 ほかにいかがでしょうか。

確かに、何万頭獲るという話では、個体数の調整のためにはメスがいいのだけれども、 処理場としてメスがいいのかオスがいいのかという話は出てきていません。一般的にはメ スが優先されて、オスは若いのをというコメントがどこかにありました。そこの乖離もあ ると感じました。

○上野主査 説明不足のところがあったかもしれません。

オスの利用状況に関しては、あり方検討部会で詳細な情報提供は事務局からいただいていて、オスに関しては、若い個体は優先しつつも、実態としてはオスをかなり利用しているという状況は把握されております。

先ほどの私の説明の中で、メスオスの獲り分けのところまで踏み込んだ説明はなかった と思うのですが、これはあくまでも3万頭であればという話でございますので、1回目の ときにもそれほど踏み込んで数値的な評価をしているわけではないので、獲り分けのこと も含めて、最低必要資源量の逆算という水準を採用するならば、考えなければいけないと 思っています。

○近藤座長 個体数調整については、当初からメスというのはものすごく強調されてきたので、そこは外せない議論だろうと思います。だから、3万頭獲るとなったときに、みんなどっちなのかなと考えると思うのです。その上で利用の話になるから、そこは外して考えるわけにはいかないのではないかなと思います。

全体として見たときに、あり方検討部会でいろいろ挙げているものについては、そうであろうなという感じだと思うのですけれども、検討のやり方が少し甘いのではないか、梶さんが言っていること、そこのところをうまく、現状をきちんと把握して考えたのかという点とか頭数の問題とか、もうちょっと検討する必要があるのではないかと感じました。

これはまだ2回やっただけで、次は11月にやるのですけれども、今日のコメントを受けた形でその辺を検討していただければと思います。

○伊吾田構成員 スケジュールは、先ほど言いましたように、2回目が終わっていて、3回目で消費の部分の検討をしようと思っていて、その次に捕獲体制ということなのですけれども、今、梶さんからご指摘のありました、どうやって資源管理に移行していくか、そのための課題は何かという整理を、3回目の消費が終わった次に、ここは事務局と相談ですけれども、資源管理に向けた課題の整理、被害管理と利用との課題の整理を含めて、もう少し議論を深めていきたいと思います。

○近藤座長 よろしくお願いします。

資料2-3の議題2がこの図でいいのか、議題3の管理学課題と産業的課題のところをもう少し細かく整理した方がいいのではないかと思います。

受益者と被害者を簡単に分けられるのかという問題とか、哲学の話が出ましたけれども、 その前にもう少し浮き世の諸事情をしっかりやる必要があるのではないか。哲学をやるの であれば、ウエルフェアも入れていかなければ国際的には耐えられないのかもしれません。 〇松田構成員 むしろ梶さんに伺いたいのですけれども、先ほど鳥獣保護以来、環境省の 管轄になったというお話だったのですけれども、本当に持続可能な利用とか、あるいは先 ほど梶さんがおっしゃったような、ガイドを入れて、つまり、肉だけがシカの資源価値で はないかもしれません。

もう少しトータルにやるには、もしかしたら環境省所管でない方がいいのではないかといったトータルの議論というのは、どこかでやられるのでしょうか。

○梶構成員 8月1日に公開されますが、そこでそもそも人間と動物のかかわり方の共通 認識というのをまずやったのです。

その中で、我々は今どういう時代にいるのかというと、縄文時代から分布はあまり変わらなくて、ツジノさんやイモトさんがやった遺跡の調査では、江戸時代には大型獣が東日本からいなくなっていて、それが今は急速に戻っています。

森林はいろいろな異論もありますけれども、植林地を中心にして400年ぶりに緑が戻ったということなのです。要するに、1960年代半ばのエネルギー革命までははげ山状態だった。そして人口が最速で減っていく時代にあってどうするか、結局、過去100年間は動物がいない中で農業、林業が発達してきたので、残念ながら農家さんも林家さんも自分たちの問題ではなかったのです。

先ほど松田さんが話していましたが、鳥獣行政が林野から環境省に移った。だから森林と動物は別々の問題になってしまった。つい最近まで、林業政策からも動物の問題は切り離されていました。ここ20年くらいでようやく少しずつ変わってきた。我々が北海道森林管理局に道の計画を持っていっても、なぜ市民の狩猟のために協力するのかということでずっと門前払いだったのです。

全国的に、森林の中でのシカ問題が大きくなったために、大きく変わってきた状況です。

その中で一番大変なのは、農業者は被害を受けるけれども、動物は資源なわけです。吉野林業の400年の歴史の中で、獣害のない時代はない、どこでもあるということで、イノシシの被害などについて1章を費やして書いてあるのです。

生産体系の中でどうやって獣害問題を入れていくかというのは、全くこれからなのです。 だから森林施業計画の中にシカ管理計画を入れなさいというのはそれなのです。そこに資源量が出てくるべきだということです。

しかし、現行でなかなかできないとしたら、そういうことも8月1日に公開になる学術会議の中には入れてあるのですけれども、もう少し具体的なことを言うと、管理学的課題の中で言えば、農水省所管の鳥獣被害特措法がありますね。あの中に資源管理を市町村が書き込んでいくというのが具体的になると思うのです。

私がびっくりしたのは、たかだか100年くらいの空白で価値観から何から全部なくなってしまったということで、まさにそれが哲学であるし、狩猟会の改革ワーキングというのはそこなのです。

ふらふら振れていますけれども、日本の狩猟者ほど倫理観がない国はないと思うのです。 そこで我々は狩猟憲章をつくりたいと働きかけたのですが、できなかったのです。ヨーロッパではハンティングチャーターというものがあるのですが、そこからだと思うのです。

何があるかと言ったら、哲学はもちろんないのだけれども、自由狩猟、乱場制なのです。 どこでも獲れる。ハンターの人たちは持続的に獲物を獲れればいいだけで、獲物は減らし たくないのです。これは日本全国どこでも問題です。直近の経験では、資源価値のある猟 期に農家さんにわなを閉じろと言う。自分たちの獲物が獲れないからと。そんなことをや っているのが猟友会なのです。

○近藤座長 大変大きな指摘があったと思いますけれども、それも含めて管理のあり方を 検討して、この次にはそれも踏まえた報告があると思いますので、よろしくお願いいたし ます。

続きまして、(3)令和元年度(2019年度)エゾシカの可猟区域及び期間等について、お願いいたします。

○事務局(冨樫主幹) 資料3によりまして、今年度のエゾシカの可猟区域と期間等についてご説明いたします。

この可猟区と期間については毎年度設定しておりまして、鳥獣保護管理法に基づきまして、エゾシカの適正な個体数管理を図るためということで設定しているものです。

1ページー番下の設定の考え方にありますとおり、エゾシカの個体数削減のため、狩猟においてもメスジカの捕獲数をできる限り確保するといったことから、規制緩和を継続していくものとしております。

次に、2ページの可猟区域です。

可猟区域は、原則として市町村の行政区域としておりますが、下の表にあります除外する区域を除いた区域としております。

次に、(2) 可猟期間ですが、可猟期間はこういった区分に応じて期間を定めておりますが、基本的に環境大臣が定める北海道における可猟期間というのは10月1日から1月31日までとなっておりますけれども、道内においては、エゾシカの生息数の増加、生息域を抑えるためといったことで、狩猟による捕獲日を最大限に確保する必要があることから、狩猟期間を3月31日まで延長することとしております。

今年度に関しましては、基本的に昨年とは変わらないのですが、例えば、この表のC区域を見ますと、昨年の10月20日が今年は10月19日になっています。これは開始日を土曜日からということで整理しているためでありまして、また、来年は2月がうるう年のため、28日から29日にするような変更はございます。

次に、3ページのエの禁猟期間ですが、環境大臣が定める北海道の期間は、先ほど説明しましたように10月1日から1月31日まで、猟区におきましても9月15日から翌年2月末までということになっていますけれども、10月1日から10月18日までの期間につきましては、農作業、森林土木工事における事故防止の観点から、規制が必要な地域については除外するということをしております。

また、斜里町の一部の地域においても、捕獲効率の向上を目的として、可猟期間に中断期間を設定しております。

詳細は表1のとおりとなっておりますが、5ページ目に北海道の地図を色分けしたものを載せております。このAからFの区域と猟区という区分けになっておりまして、この色のとおりとなっております。基本的に、昨年度と区域の変更はございません。設定の考え方につきましては、あらかじめ道から関係機関、団体、市町村に意見照会を行いまして、それらの意見や地域の実情を踏まえて設定しているものです。

なお、1人1日当たりの捕獲上限については制限がないのですけれども、12月以降については、オスジカは1人1日当たり1頭という制限を設けております。これは、メスジカの捕獲を推進するためということで、継続してこのような措置を行うこととしております。

次に、6ページ目です。

設定期間の時系列的な色分けになっておりまして、四つほどありますけれども、緑色の 区域が設定期間という形で整理しております。

次に、7ページ目です。

斜里町における可猟区域についてですが、先ほど説明しましたように、斜里町においては、一部で可猟期間中に中断期間を設定することとしております。これは、輪採制と言い、 黄色い区域になりますが、こういった形で中断期間を設けながら行っていきます。これは 平成22年から継続して行っております。

最後に、8ページ目です。

エゾシカの銃猟の自粛区域となっております。3月においては、オジロワシなどの希少 猛禽類の繁殖に重なるといったことから、3月はエゾシカの自粛区域として、この図にあ る赤い色の網かけ区域を自粛区域としております。

昨年までは、この自粛区域は一律網掛けで連続したような形になっていたのですが、環境審議会で、区域の設定の仕方を、エゾシカの営巣地域と場所を適切な形で設定すべきといった話があり、こういった形で見直しを行っております。

以上、簡単ですが、私からの説明を終了させていただきます。

- ○近藤座長 令和元年度エゾシカの可猟区域及び期間についての案でございますが、ご意 見、ご質問はございますか。
- ○宇野構成員 資料3の最後の図なのですけれども、これはエゾシカの会議の中でもずっと、自粛区域の見直しを現状に合わせてすべきではないかという意見が出ていたと思うのですが、今回こういった形で、実情に応じた見直しがされたことは、非常に評価できると思います。
- ○近藤座長 ほかにございませんか。

2ページ(1) 可猟区域の表ですが、可猟から除外する区域ということで、札幌から始まって、日高町、平取町、新冠町、浦河町、新ひだか町とありますが、これは可猟区域から除外した地域ですね。実際には猟期のCかDに入っているのですね。

- ○事務局(冨樫主幹) 除外する区域があるということです。
- ○近藤座長 わかりました。

これは案として出されたものを、有識者会議として了承するという形になりますか。それともご説明に対して、十分理解したという形でいいのですか。

- ○事務局(冨樫主幹) この場では説明のみをさせていただきましたが、明日環境審議会の部会がありますので、そこに諮ることとしております。
- ○近藤座長 皆さんよろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○近藤座長 どうもありがとうございました。

続きまして、(4)令和元年度(2019年度)エゾシカ捕獲推進プラン等について、 事務局からお願いします。

○事務局(栗林主査) エゾシカ捕獲推進プランについて説明いたします。

資料4をご覧ください。資料4-1と4-2が捕獲推進プランとして市町村などに向けてお示しする予定のものであります。資料4-3及び4-4は、今回の説明に用いる説明資料となっております。

資料 4-1 から説明してまいりますが、1 の目的及び2 の基本的な考え方については、 昨年から大きな変更はございません。

プランの目的は、エゾシカ条例及びエゾシカ管理計画の地域別目標を達成するため、狩猟及び許可捕獲それぞれにおいて捕獲数の目標を定め、捕獲対策の実効性を高めるとともに、各地域での今後の捕獲対策の検討に活用していただくことを目的としています。

次に、基本的な考え方ですが、上の2行、平成29年度の捕獲数や目標数の達成状況及

び令和元年度以降の目標数については別添に示すとおりとありますが、この別添というものが資料 4-2 であります。

こちらについては3番以降の項目で説明しますので一旦飛ばしまして、基本的考え方としまして、プランの目標数というのは、エゾシカ管理計画、第5期計画の地域別目標を達成するように設定しますが、狩猟というものが狩猟者の自由意思に基づくものであること、また、自然条件などの影響によって捕獲数の増減が毎年発生してしまうことから、捕獲目標の達成を市町村などに義務づけるのではなく、関係機関の連携のもと、適正な個体数管理に向けて取り組むための目標として設定するものとしております。

3の平成29年度の達成状況でありますが、こちらは資料4-2の上の表としてまとめております。上の表は、右、真ん中、左と三つに区分されているのですけれども、左側に平成29年度当時の捕獲目標数、真ん中に平成29年度の捕獲実績を確定値としてまとめております。

平成29年度ですが、北海道全体の捕獲目標数は10万9,300頭でありましたが、 捕獲実績を見ますと、北海道全体で12万8,104頭と、目標を1万8,804頭上回 る捕獲となっております。

狩猟捕獲については、目標が3万1,400頭に対して捕獲数が3万9,874頭、許可捕獲については、目標7万7,900頭に対して捕獲数が8万8,230頭と、目標よりも大きく上回っております。

特に狩猟の方を見ますと、東部、西部、南部全ての地域において、全体目標とメスジカ目標の両方を達成しております。一方で許可捕獲を見ますと、全体目標とメスジカ目標の両方を達成しているのは東部地域のみとなります。西部地域においては、メスジカの目標を達成できておりませんし、南部地域においては、どちらの目標も達成できていないという状況にあります。

平成29年度の達成状況は以上のとおりでありまして、目標を達成できたという部分が 非常に大きく、過年度と比較しますとかなり良好な結果だったと言えます。しかしながら、 今回、個体数指数そのものが大きく上方修正されたこともありまして、依然としてエゾシ カの生息動向というのは厳しい状況にあります。

東部地域においては減少が進んでいるものの、西部地域においては増加の可能性が指摘されておりまして、南部地域においては増加が継続していると推定されております。これを踏まえて今年度の捕獲目標を設定するのですが、こちらが資料4-1の裏面、4番からになります。

4の捕獲等目標数の設定でありますが、基本的な考え方のとおり、第5期計画に定める 地域別目標の達成に向けて、これまでの生息動向と捕獲数実績などを参考にして捕獲目標 を設定しております。

初めに、(1)東部地域です。

平成30年度の個体数指数は120、個体数は減少していると推定されております。計

画目標は個体数指数 50 以下としておりますが、これを令和 4 年までに達成することを考えますと、大体年間 7 万頭、5 ちメスジカ 4 万 5 , 0 0 の頭くらいの捕獲が必要となります。しかし、平成 2 9 年度の捕獲実績が 6 万 7 4 6 頭であることを考えますと、7 万頭の目標達成は極めて困難と言えます。

このため、実現可能と思われる数字で、かつ現在の減少傾向を継続加速化させるために必要な捕獲数を目標としまして、今年度以降3年間は、狩猟で年間2万頭、許可捕獲で年間4万3,000頭、合計6万3,000頭、うちメスジカの捕獲を3万8,000頭、この数字を目標といたしました。

平成29年度の捕獲実績と比べますと、プラス2,300頭の6万3,000頭の目標という設定になりますが、この目標を達成できた場合を想定したシミュレーションが資料4-3のグラフになります。

これから6万3,000頭の捕獲を継続した場合、令和4年時点の個体数指数は、現在の120から72まで減少させるという内容になっております。計画目標が50ですので、この達成はさらに先となってしまいますが、減少を継続加速化させ、将来的には目標を達成させ得る目標としております。

次に、(2) 西部地域です。

平成30年度の個体数指数は264、個体数は平成28年度から増加に転じた可能性が 指摘されております。計画目標は、個体数指数150以下としておりますが、令和4年ま での達成として考えた場合、必要な捕獲数は年間8万2,000頭、うちメスジカが5万 5,000頭という数字になってしまいます。平成29年度の捕獲実績が6万3,833 頭であることを考えますと、8万2,000頭という目標の達成は実現困難と考えられま す。

このため、実現が可能な数字であって、個体数指数を減少に転じさせるために必要な捕獲数を目標としまして、狩猟で2万2,000頭、許可捕獲で5万頭、合計7万2,000頭、このうちメスジカ4万5,000頭という数字を目標としております。

平成29年度の捕獲実績から考えますと、プラス8,000頭を目標としておりますので、非常に厳しい設定となっておりますが、この目標を達成した場合のシミュレーションが資料4-4になります。

表の方の赤枠で囲われた部分をご覧ください。この赤枠で囲われた部分の右の列が 200 00年基準の個体数指数を表しています。7万2,000頭の捕獲を継続していった場合、令和 4年の時点で個体数指数が 210 となります。計画目標 150 の達成はさらに先となってしまいますが、まずは 264 となっている指数を減少に転じさせるために必要な捕獲数を目標としております。

説明に用いました資料4-3と4-4のシミュレーションにつきましては、個体数指数の中央値を採用して計算しております。個体数指数には推定幅がございますので、上限値であります東部173、西部347、この数字を当てはめて計算しますと、残念ながら東

部6万3,000頭、西部7万2,000頭という捕獲をもってしても、減少には至らないという可能性は残されております。

しかしながら、捕獲推進プラン、そして北海道や市町村、関係機関の連携によって捕獲対策の検討に活用していただくこういう目的がございますので、現実に達成可能かどうかという視点も重要になってまいりますので、過去の捕獲実績を加味した上でこのような目標設定といたしました。

最後に、(3)南部地域であります。

平成30年度の個体数指数が279、そして増加が継続していると推定されている地域であります。目標が減少に転じさせることであるのに対して、減少に必要な捕獲数がまだわかっていないという地域でもあります。

ただし、個体数指数は増加傾向にあるという中ですので、捕獲の目標については引き上げる必要がございます。狩猟については1, 700頭、許可捕獲については4, 300頭、合計6, 000頭、うちメスジカ3, 600頭といたしました。

頭数で見ると少ないのですけれども、この地域の捕獲実績が3,500頭であることを考えますと、目標6,000頭というのはかなり厳しい設定となっております。南部地域に関しては、より一層の捕獲圧をかけていく必要がございます。

以上が東部、西部、南部各地域の目標設定でありまして、今年度から3年間の目標を振興局別に表に落としたものが資料4-2下段の表になります。こちらは東部地域、西部地域、南部地域という地域別の目標数、これを過去3年平均の捕獲実績をもとに各振興局に割り振って設定しております。

平成29年度の捕獲実績というのは、当時のプランを上回る部分が多かったのですけれども、個体数指数が上方修正されたことによって、捕獲努力はなお継続して高く維持する必要がございます。

今後、市町村など関係機関に対してこのプランの周知を図りまして、特に被害防止計画 を策定する際の根拠資料などに活用していただくことで、この目標を地域の捕獲対策に組 み込んでいただきたいと考えております。

私からは以上でございます。

- ○近藤座長 捕獲推進プランについて、ご意見、ご質問はございますか。
- ○松田構成員 具体的な数字がわって非常にわかりやすいのですけれども、逆に言えば、 かなり厳しい状態だということもよくわかる気がします。

例えば、資料4-3で、グラフの赤線と青線を比較すると、尺度が違うので一概には言えないのですけれども、何となく見た感じ、青い線が赤い線よりも下に来ているときはどんどん増えています。つまり、捕獲数が足りないと増えていくということ、ある程度接近してくると減っているということがわかります。

そういう中で平成30年を見ると、大分青い線が下に来てしまっている。もしかすると これは、減らし続けることは難しいと思えます。目標としては非常に高い水準を置いて、 5年以内の管理期間中に指数 5 0 というのは無理であっても、この青い点線くらい獲れば減るのだろうと思いますが、それが実現できるかどうかが大きな鍵であるということがよくわかると思います。

そこの下の捕獲数合計のところで、個体数減少のためメス比率を高く設定したような計算をされているということですが、メスの比率が見込みよりも少ないと、当然、こうはならないことになるわけで、非常に厳しい事態であるということだと思います。

それでもまだ、東部に関してはそれなりに減らし続けることが期待できるような気がします。資料 4-4 の西部地域を見ると、こちらも青線と赤線の尺度を合わせてあるわけではないのですが、青と赤が交わっている平成 2 3 年から 2 9 年くらいまでは横ばいということがわかります。減らすとまでは言えないけれども、じわじわと横ばいになります。

それ以前は青い線が下で、捕獲数が足りなかったから増えていたのだということがわかります。平成30年は青が大分下に来てしまっています。これから狩猟の自粛などいろいろありますので、難しいということがわかると思います。青い破線が想定どおり獲れたとしても、赤い点線がそんなに顕著に下がるわけではないです。非常に厳しい状態であるということになるわけです。

南部に関しては、論外であるということです。

要するに、ある意味では解決するという保証がないまま動いているということがよくわかるわけです。解決しないとわかっているのだったら、そんなところに税金は使えないと思うわけです。でも、確実に解決に向かっていると言えないと納得されないと思いますけれども、だからといってギブアップはできないという非常に厳しい状態であるという認識が必要かと思います。

極論からすれば、本当に解決しないのであれば、全く違うことを考えないといけない。 それくらい厳しい状態だなということがよくわかったと思います。

○近藤座長 ほかにございますか。

確かに今ご指摘のあったとおり、南部については、捕獲数が全部メスだとしてもやっと 達成できるかどうかという数字なのです。東部はそのままいけるのではないかという気が します。西部はぎりぎりくらい。南部は何か具体的な手立てというのはあるのでしょうか。 横並びにできない気がするのです。東部はいけるだろう、西部はぎりぎり、南部は全く 難しいという数字なのですけれども、その辺いかがなのでしょうか。

○上野主査 西部地域も東部地域もそうなのですけれども、エリアの中での地域変異というものがあって、ローカルなところで達成できそうなところと、かなり難しいところがあるという印象を持っています。

参考資料7の1枚前のところに内部限りという資料をつけておりますが、東部地域、西部地域の生息数と森林面積で割った密度を出しております。

あくまでも参考として算出したものでありますけれども、例えば東部の中では、生息密度は釧路が断トツに高いのに対して、オホーツクは比較的密度が低いとか、西部地域もそ

れぞれ暫定的に出した密度にはばらつきがあるのです。

ですから、東部地域全体、西部地域全体といったときに、松田委員のおっしゃるとおり、 西部は目標に向かっていくのが難しいところはあると思うのですが、どこに力点を置いて いくかというときに、もう少しローカルなところのスケールで評価していく必要があると 思っています。

○稲富研究主任 南部地域のお話が出ていましたけれども、去年、その前からですけれど も、指定管理捕獲を南部地域の函館地域などでも行っておりまして、私は昨年度にそこの 事業に関わらせていただいたのですけれども、それぞれの指定管理捕獲で目標数を設定し て、その目標数の妥当性はさて置き、一応昨年度目標数を超えるだけの捕獲数を確保でき ました。

その捕獲をした結果、これは聞き取り調査ですけれども、結構集落近くの捕獲事業だったのですけれども、集落の人たちからは、シカが減ったとの感想を持っている場所も出てきています。

南部地域の場合、かなりローカルスケールで高密度な場所がスポット的にあるという状況だと思いますので、そういった事業を活用しながら、それぞれの場所をたたいていくというようなことをやっていくしかないのかなと思います。

○近藤座長 ほかにございませんか。

参考資料の説明があるのですね。よろしくお願いします。

○上野主査 推進プランの続きとして、参考資料7と8を説明させていただきたいと思います。

プランの捕獲目標は、振興局別の目標になっております。実態として、エゾシカの捕獲 数の7割を占める許可捕獲は、ほとんど市町村の個体数調整による捕獲でして、市町村の 取り組みがプランの成否を握っていると言っても過言ではございません。

その中で、振興局の目標捕獲数があったとしても、梶委員からもご指摘がありますとおり、実行体制の中で市町村がこれを担うことを考えたときに、振興局の情報だけでは自分たちの問題という意識から少し外れてしまうので、今後の検討課題として、エゾシカ推進プランを市町村に振り分ける取り組みが必要ではないかと思いました。

これは、あくまで案ですけれども、幾つかの基準で配分案を策定してみました。生息評価部会でも説明はさせていただいたのですけれども、参考資料7の最初のページに十勝を例に挙げたものをお示ししております。

「A. 被害防止計画_H30参照」とありますが、十勝総合振興局の中で鳥獣被害特措 法に基づく被害防止計画を各市町村が策定していて、その目標捕獲数について、十勝全体 の中で各市町村が占める割合を提示しております。計画の中では計画捕獲数という表現を 用いておりますが、いわゆる目標に値するものでございます。

こういう計画に対して、現状の許可捕獲として、十勝総合振興局の中で各市町村の占める割合がどのくらいあるのかを示したものがBであったり、Cは狩猟のSPUEで十勝管

内の市町村の生息密度指標の内訳がどのような形になるかを示したもので、B、C、Dというのは、今後、推進プランで何かしら被害防止計画の合計値より高かった場合に、どのような振り分けで各市町村が捕獲数をアップする取り組みが必要なのかを考えたときの配分案に対応します。B、C、Dを見ていただくと、基準の持ち方によってそれぞれの市町村が担うことになる捕獲の重みが変わることが色の違いで見てとれるかと思います。

この後に説明しますけれども、市町村の許可捕獲の計画を上げていくことがなかなか難 しい中で、こういう配分案によっては、頑張っているところがもっと頑張らなくてはいけ ないとか、突然、寝耳に水のような配分を受けて戸惑うということがなきにしもあらずと いう状況でございます。

さらに、運用上の問題として、資料7の最後のページにざっくりとした時間的なスケールを示してありますけれども、被害防止計画変更手続もできるのですが、そこに書く捕獲計画数、例えば捕獲推進プランから市町村の振り分けを提示されたとして、それが実現するような時間スパンには少しギャップが生じるということを示しております。

6月に生息評価部会がありましたけれども、捕獲推進プランを6月に策定すると考えたときに、市町村の振り分けをしようとしたときの基準の情報が、時に平成28年、平成29年、平成27年という情報になります。

こういう情報を使って、最終的に市町村の被害防止計画に反映させるのはその数年後、 令和2年が最速であるということで、どうしても古い情報で被害防止計画に反映すること で、少しずれが生じるというところも課題としてはあります。

どのような配分案にしていくのかは、まだまだ議論が必要ですが、こういうプランがエ ゾシカ捕獲の根幹になりつつある中で、許可捕獲を達成するために、こうした配分案の必 要性を説明させていただきました。

続きまして、参考資料8です。

この資料は、昨年度、推進プランの実行力を高めるために、振興局別に市町村の鳥獣関係の担当者に集まっていただいて、推進プランと被害防止計画のすり合わせ、さらには地域の課題について意見交換をする機会を、14振興局のうち6振興局でしかできておりませんが、このような機会を設けました。

道庁では、生き物の管理は環生部が担当ですけれども、被害の管理では農政部が所管になりまして、鳥獣被害の被害防止計画、それに付随する財政措置については農政部から財源が付与されるということで、二つの部局にまたがる形で鳥獣対策は進められております。

幾つかの議題があった中で、議題2というところでは、留萌振興局の紙を見ていますけれども、エゾシカ捕獲推進プランと市町村被害防止計画の状況について、現状として推進プランの認識は各市町村さんで持たれているのかという意見を伺ったのですけれども、現実的には、プランの問題というより、被害防止計画は過年度までの捕獲実績に基づいて、実現可能な範囲で目標を設定している市町村が多いことがわかりました。

今後どのように管内で協力し合いながら推進プランの目標達成に向けた協力体制を組み

立てていくのかはまだまだこれからで、その際には、農政部が所管されている鳥獣被害特措法の財政措置と連携しながらやっていかないと、実現性は乏しいという現状でございます。

議題3では、まさに鳥獣被害総合対策交付金という財政措置の活用状況について聞いたのですけれども、市町村ごとに知っている情報にむらがありまして、この交付金を十分に活用していない市町村も中にはいる、個別対応の中で進められているという実態も明らかになりました。

したがいまして、そういう課題がありつつも、財政措置がされている中で、それをうま く活用することが管理計画の推進には不可欠であるということが意見交換の中で明らかと なりました。

部局の管轄の違いがあったり、捕獲数を増やしたくても、目標達成に向けどうやったらいいのかわからない、ハンターさんの取り扱いにも苦慮しているというような市町村もかなりありますので、どこで被害を守りたいのか、どこで数を稼いで減らすことができるのかといった観点で、地域に根差した体制の確立と、さまざまな部署が担当しているメニューを統括しながら進めていくことが喫緊の課題であると感じた次第です。

2枚目にも、東部地域として十勝の事例を挙げておりますが、市町村の悩みとしては、 財源措置の問題、鳥獣対策交付金関連の疑問や悩みが結構多く、生き物の管理をする環生 部と被害の管理をする農政部との連携が不可欠ではないかと実感しました。

- ○近藤座長 地域別の問題点の陳述ということですけれども、よろしいですか。
- ○梶構成員 大変なお仕事をされたと思います。お疲れさまでした。

市町村では制度的な問題も含めて詳しくない人がほとんどで、しかも数年でかわっていって1人何役もしなければならないというときに、振興局の役割は大きいと思うのですけれども、先ほど冒頭のところで、捕獲目標を設定したときに、関係する組織、振興局と連携してという話があったのですが、具体的にどういうふうに情報を提示してやっていくかですね。

それと、鳥獣被害防止特措法の中身を見ていたのですけれども、有害といっても、予防的捕獲というのは特定計画のメニューが全部入っているのです。そういうことは理解されていないし、私もそれをじっくり読むまでわからなかったのですけれども、予算のほとんどが農水の補助金で、捕獲の7割くらいがその予算でやられているわけですね。道のつくる計画と市町村の計画をどうやってすり合わせていくかということと、実際にマンパワーが足りないのか、何が課題かということを見ていく必要があると思うのです。

生息数について、市町村単位では難しいかもしれないけれども、被害の実態はある程度 わかるわけです。そういうものと合わせながら、非常に広いエリアでの推定しかできない のだけれども、個別の解決に向けては、被害問題を中心にして、シカの場合だとどうやっ て捕獲数を確保していくかという話ですけれども、どのように連携していくのかというあ たりはどうなのですか。 ○上野主査 まず最初に、交付金事業の説明を各市町村は十分に受けていないという印象があります。関心が高い担当者は、自ら聞いてくるガッツがありますけれども、聞かれないと答えないという現状だと厳しいと思います。そういう意味では、鳥獣関係の交付金はほかにもありますけれども、一体的な説明会が必要だと思いました。

振興局で言えば、農務課と環境生活課の二つにまたがる取り組みになってしまいますが、 そこの連携をどのように実現できるかというところは行政的な問題ですので、私から具体 的に提案できるイメージは頭の中にありませんが、計画を実行する上で市町村と協議する 場が毎年必要なのではないかと思っています。

現状としては、振興局ごとに地域連絡協議会というものがございますが、これは、あくまでステークホルダー全てが集まった情報共有の場であって、どのように目標を達成するのかという戦略や戦術を検討する場ではないので、もっと行政を中心にした会議の場、意見交換の場、優良事例を共有する場、そういうところが不可欠ではないかと思っています。〇宇野構成員 今回、西部地域の留萌と東部地域の十勝を事例に出していただいているのですけれども、私の感覚的なところでも、東部地域は市町村も含めてかなり意識が高くて、交付金も含めて使いこなされていて、いろいろな情報もあるけれども、どうも西部地域の中では情報が十分伝わっていないという感触を持っておりますので、そこは、もう少してこ入れする必要があると思います。

これは道の方にぜひお願いしたいのですけれども、数年前には、各振興局に被害対策チームをつくったからと、局長がこの会議の中でも言われていましたが、残念ながらほとんど機能していないという状況があると思います。

今回、丁寧に各振興局を回っていただいて、実はこんなふうに使えるということを初めて知った市町村もあり、そういう生の声もいっぱい出てきていますので、各振興局の被害対策チームをもう一度機能させるように、ぜひ道庁には働きかけをお願いしたいと思います。

○梶構成員 島根県に中山間研究センターというのがあって、そこは過疎高齢化のワースト3くらいの県ですけれども、そこではどうやっているかというと、年度初めに振興局の担当者を集めるのです。

こういう会議をやって、生息数状況はこうで、こう割り当てるという方針を伝え、振興局のスタッフが地元に帰ったら、市町村の担当者を全部集めて説明をするのです。それを毎年繰り返していって、毎月捕獲数を報告させるというようなことをやっているのです。非常に大変なところで、そういう捕獲数管理をやっている実例はあるのです。

北海道のような広いところで、どこまでできるかというのはあるかもしれませんけれども、この会議の中でずっと懸念されていたのは、振興局はすごく重要だということは言われていたのだけれども、振興局と市町村のつながりがなかなか見えないところがあったと思うのです。

だから、どうやって振興局の機能と市町村との関係性を高めていくのかが大きいと思い

ます。

- ○近藤座長 何かございますか。
- ○事務局(冨樫主幹) 今、上野主査から報告がありましたが、我々本庁と一緒に振興局に行って、このような聞き取りをしており、昨年度は道東中心にやっていたのですが、今年度からは西部地域を回ることとしております。

市町村から聞き取りをいたしますと、全道共通した課題と地域ごとに異なる課題があるのですが、まず、どのような課題があるのかを把握した上で、解決に向けてどういうことが必要かということを整理していくことが大事ですので、こういった各地域での会議というのを、できれば定例化していくことが望ましいと考えております。

○近藤座長 よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

- ○近藤座長 では、次の議題に移りたいと思います。
 - (5) エゾシカ対策事業関係について、事務局からお願いいたします。
- ○事務局(冨樫主幹) 道が行っておりますエゾシカ事業につきまして、資料 5 1 になりますが、私からは捕獲の関係を説明し、有効活用については担当主幹から説明させていただきます。
- 1ページと2ページでは捕獲対策関連事業の主なものを載せておりますが、一つ目は、 エゾシカ対策推進費でございます。

これは協議会の開催とか有識者会議、ライトセンサス調査などの調査経費等で構成されております。

二つ目は、エゾシカ指定管理鳥獣捕獲等事業でございます。

これにつきましては、捕獲事業と生息状況調査、コーディネーター養成研修という形で 実施しております。

このうち捕獲事業については、3の実施箇所に表を載せておりますが、今年度はこの9 カ所で実施する予定としております。

2ページ目には生息状況調査に係る表を載せておりますが、今年度はこの4カ所で実施いたします。内容としては、赤外線カメラを利用したドローンの撮影調査やGPSテレメトリー調査を行いまして、次年度以降の指定管理事業調査に活用していくということです。次のコーディネーター養成研修につきましては、振興局の担当者向け研修会ということで、既に6月に実施しているところです。

指定管理に関連しまして、資料 5-2 になりますが、これは道による捕獲事業ということで、平成 2 7年度から毎年度実施しておりまして、平成 3 0年度は 8 カ所で 5 7 2 頭を捕獲しております。これは、毎年重ねることで知見や技術が蓄積されてきまして、捕獲頭数も増加している状況にあります。

三つ目の事業は、エゾシカわな捕獲技術等向上事業でございます。

これは、銃によらない捕獲ということで、囲いわなの捕獲技術の向上を図るための事業

として3カ年事業で実施しており、今年度は3カ年目に当たります。

内容としましては、電気柵等によるエゾシカ誘導試験や捕獲事例の情報収集などでありまして、3年目の取りまとめの年ということで、こういった事業を実施することとしております。

次に四つ目ですが、エゾシカジビエ利用拡大推進事業です。

この事業は昨年度から実施しておりまして、国の交付金事業になります。

内容につきましては、狩猟者育成講習の開催としまして、昨年度、全道 2 6 地区で開催 しております。

また、狩猟者への支援としまして、狩猟により捕獲したエゾシカを食肉処理施設に搬入 した場合に、2頭目以降、1頭につき8,000円をハンターに支払う支援です。

三つ目の食肉処理施設への支援については、事業に伴って発生する廃棄物の処理経費、 事務経費に対する支援を実施しているところです。

資料5-3は、昨年度の実施結果となっております。

事業に参加いただいた方は1,171名で、搬入総数は7,425頭となっておりますが、実際に持ち込んだ人数は、下の表のとおり、326名となっております。

1人当たりの搬入頭数を見ますと、1人で101から150頭持ち込んだ方の割合が15%と一番高く、1人で多くの頭数を持ち込む狩猟者が多いことがわかります。この事業は今年度も同様に実施することとしております。

私からは以上です。

○事務局(寒河江主幹) 引き続き、私からは、有効活用関連事業についてご説明させて いただきます。

資料の3ページからになります。

私からは、三つの事業についてご説明申し上げます。

一つ目は、エゾシカ肉や皮の有効活用を図るために、エゾシカ利活用推進地域モデル実証事業を行っております。これは、国の地方創生推進交付金の2分の1補助を受けて行っている事業です。平成29年度から31年度の3年間にわたって行っている事業で、今年が最終年となっております。

事業内容としましては、地域モデル普及アドバイザー派遣事業ということで、エゾシカの利活用推進を検討している地域に対し、専門的知識を持ったアドバイザーを派遣しまして、そこで広く周知活動を行っていただくという取り組みです。

次に、皮革活用拡大事業ですが、本州に比較して本道においてはエゾシカ皮の利活用が進んでいない状況にあるものですから、知見のある方にエゾシカの皮革活用に関する委託を行いまして、活用方法等についてご検討いただき、得られた資料等をPRしていただき、認知度の向上と活用の拡大を図るということを行っております。

次に、ペットフード活用拡大事業ですが、エゾシカの食肉について、人間の口に入るもの以外に、骨など人間の可食部以外の部分については、ペットフードへの活用に大きな可

能性があるものと捉えておりまして、獣医師さんやペットオーナー等へのPRを行うなど、 認知度の向上に努め、利活用の拡大を図っているところであります。

次に、食肉向け射撃テキスト作成ですが、利活用率を上げていくためには、処理業者さんに入るエゾシカ肉の質を上げていかなければなりません。首のあたりを撃てば歩留まりがよくなったり、食肉としての品質がよくなるということもありますので、適切な狩猟が行われるように、食肉化を視野に入れた狩猟方法について資料を作成し、今後の啓発に活用していくという取り組みを行ってまいります。

次のページの上段にありますのがエゾシカブランド推進事業です。これは、鳥獣被害防 止総合対策交付金という農水の10分の10補助を受けて行っている事業です。

これは、北海道が衛生的なエゾシカ肉の食肉処理を行っている施設に対して認証を行うエゾシカ肉処理施設認証制度の運用に係る経費です。

既に認証を受けた施設に係ることはもとより、認証施設の数を増やすために、認証取得に係る消毒等衛生に係る専門家を派遣する、もしくは、認証を受けたところについて、内臓処理、検査技術等について研修を行うことにより、徹底した衛生管理を確保するための技術向上に向けた取り組みを継続して行うという事業内容になっております。

最後、三つ目になりますが、こちらも同じく農水の交付金を使っておりますけれども、 エゾシカ有効活用推進事業ということで、エゾシカが有する多面的な価値について教育、 食育等を通じて認知度を高めていく、その中で先ほど申し上げた認証制度のPRも行って いくということを行っております。

繰り返しになりますが、家庭での活用機会の拡大ということで、学校等にも出向きまして出前講座を行うとか、給食事業での活用機会の拡大を図るということで、メニュー、レシピの開発に係る委託業務を行います。

令和元年度につきましては、高齢者向けのエゾシカ料理レシピの開発普及を行います。 ちなみに昨年度は、アスリート向けで同じようなことをやっておりまして、ご承知のとお り来年はオリ・パラもあって、同じ環生部でやっていますので、アスリート向けの会議な どがあるときは、昨年度事業で作成したものを今年配布することにしておりまして、今年 度作成します高齢者向けレシピにつきましても、来年度以降配布等により活用していくこ とになります。

また、レストランでの活用機会の拡大ということで、道内におきましては、道北の旭川 市、また、エゾシカに対する認知度を上げていくということで、食の都である大阪市でイ ベントを行い、そこで試食等をしてもらうことを行ってまいりたいと考えております。

資料5-4は、ただいま申し上げた出前講座の内容になっております。写真などもついておりますけれども、皮や毛皮に触れるとか、実際にエゾシカ肉のしゃぶしゃぶを食べてもらうとか、また、エゾシカの角をスライスしたものと皮革の組み合わせによるストラップの作成などを行うことになっており、本年度も既に何件か行っているところでございます。

最後に資料5-5です。

企画テーマ展「エゾシカ」開催要領とありますが、こちらは予算がついていないのですが、北海道博物館と連携して、博物館の展示室において、ここに記載のある機関とともに参画することになっております。道総研はもとより、酪農学園大学さんやエゾシカ協会さんなども加わって、共にやっていくことになります。

関連イベントを裏面で紹介させていただいております。

有効活用にとどまらず、エゾシカ問題に係る問題の提起や、より周知を図るために、食べる・食べられるのつながりであるとか、開拓のころの歴史的な経緯であるとか、ご覧いただく方にエゾシカへの親しみをもって、より理解を深めていただくための取り組みを行ってまいりたいと考えております。

有効活用に関しては以上です。

- ○近藤座長 ご質問等はございますか。
- 〇石名坂構成員 資料 5-1 と 5-2 についてお伺いします。

指定管理鳥獣事業の数字を見ると、いろいろ実績が上がっているようですけれども、我々も事業者として捕獲事業や国の事業に関わっていて、捕獲数だけで評価されるつらさは非常によくわかっているつもりです。

一般的に新しいところで獲り始めれば、当然、捕獲数は大きいものが出ますけれども、いろいろな事情でだんだん獲れなくなってきます。そういうのが資料 5 - 2 のような 1 枚紙だと、それぞれの現場でどういうことが起きているのか、それぞれの事業のどこがうまくいったのか、どこが失敗だったのかがよくわからないものですから、もう少し詳細な情報は公開できないものなのでしょうか。

例えば知床などでは、環境省の知床データセンターというホームページで、基本的に国の事業の報告書は全部PDFで見られるようになっているのです。そこまではいかなくても、多少は失敗した事例も含めて、情報公開ができないものなのでしょうか。

○事務局(冨樫主幹) 指定管理事業につきましては、事業を実施した翌年の春に、関係 振興局や環境研の方々も含めて前年度の検証を行っておりまして、その中でどういった反 省点があったのか、次年度事業をどうするのかといった検証をしております。

そういう中で、事業を評価する資料は作成しておりますが、今おっしゃる資料公開につきましても、特に公開できないものではないと思っておりますけれども、検討させていただければと思います。

○梶構成員 環境省の指定管理の方は、農水省が市町村に交付金を出すに当たって、都道 府県に対してないという事業だと思うのですが、これをどういうメニューで使うかという のは、結構難しいところがあると思うのです。

だから今石名坂さんが言ったのは、そういうところでどういう目的でやったのか、例えば地域を分ける、捕獲困難地域でやるとか保護区でやる、一般の狩猟とか駆除は使えないところとか、手法の開発などがあったと思うのですが、単価にしたらべらぼうな額ですよ

ね。こういう数字だけだったら、これは多分仕分けにかかってしまうと思うのです。

先ほど上野さんが振興局の計画したものを市町村に振り分けるという話をしましたけれども、現状の戦力では目標に到達できないというときに、市町村が立てる鳥獣被害防止特措法の中の被害防止計画の捕獲数を減らすために、道がその部分についてはこの事業を使うというのであればわかりやすいと思うのです。現在の体制ではなかなか難しいところがあると思うのですけれども、どういう考え方で使っていくのかというところはいかがですか。

○事務局(冨樫主幹) 資料 5 − 1 の二つ目の事業の「2. 事業内容の捕獲事業」のところに、「鳥獣保護区など市町村等による捕獲が困難な地域において捕獲を実施する」とありますが、市町村が実際に被害対策で行っている部分については、私どもで事業は実施していないのですが、市町村が捕獲できない捕獲困難地域において実施するという整理としております。

我々もただ捕獲すればいいということではなく、地域においてどのようにすれば捕獲が 効率的に進むのか、技術的な知見を集積していくかといったことも重要視しており、そう いった観点から捕獲事業を継続していきたいと考えております。

○梶構成員 それは非常にいい、一つのやり方だと思います。現地の担当エリアとはぶつかりにくいということですから。しかし、年によって場所も変えていくわけですね。

要するに、ある地域できちっと成果が出るまでにはなっていない。何かの指標をつくってということではなく、評価がないままにやっているのです。やったというのはわかりますが、やってどうなったのかというのはわからないわけです。要するに、検証なくしてやることはどうなのかということです。

○上野主査 そのお考えは重々理解しているのですけれども、いろいろな考え方があって、 一つは、全ての振興局でやるほどの予算ではないのです。実際には8振興局とか限られた 中で、その振興局の中でもどこかで1事業をやるということになったときに、こちらでも やってほしいという要望が結構あるのです。

ですから、検証の問題は認識しつつも、振興局の中でもそういう取り組みとして数を減らす、あるいは市街地への進入を防ぐというような目的で、市町村はできないけれどもやらなければいけない場所がたくさんあるため、一度実施して、次はそれを市町村に落とすというモデル的な意味合いで、振興局によっては新しい場所に変えてやっているという実態があります。

ただ、一部の地域では、連続的に行って効果をしっかり示すという意味で、例えば十勝などですね、去年の反省を生かして、今年も同じ場所でやるという取り組みの仕方もあります。

○宇野構成員 私もできるだけ情報公開を進めていただきたいと思っていますが、我々も 必ず事業の検証会には行って、効果の検証をできるように取り組んでおります。例えばカ メラトラップを事業の事前・事後、また複数年事業を実施するところでは、それがどう変 化していくかとか、くくりわなを使った場合はきちっと努力量と捕獲数でCPUEを算出し、効果を検証できるように蓄積していっている段階です。どうしても単年度で終わってしまう場所もあるのですけれども、今道が主体となってやれるカードが切れるようになったところですので、そのデータをきちっと蓄積していって、できればそれを皆さんと情報共有してもらえるようにしていけばいいと思います。

○稲富研究主任 私も同じ意見でした。

捕獲の効果検証というのは非常に大事だと思っていますので、我々も協力しながら、どういった数値を獲れば捕獲の効果が評価できるのかをアドバイスしていきたいと思っています。

- ○近藤座長 よろしいですか。
- ○伊吾田構成員 先ほど松田委員から、ものすごく厳しい状況だという再認識のお話がありましたけれども、今の指定管理事業を中心に効果を検証して蓄積しているというのは、すごくすばらしいことだと思います。

これはぜひ、狩猟とか有害駆除も含めて、振興局別に、さらには市町村レベルくらいに、今、資料5-1で捕獲と利用の報告もありましたけれども、どの事業がどういうことにプラスになって、課題は何でというようなことを、捕獲事業と狩猟と有害駆除とを総合的に課題を出して、ここ数年の課題と今後数年どうしたらいいかということについて、ブレーンストーミング的なことをやったらいいのではないかと思います。

これはあり方検討部会の検討にも非常に役に立つと思いますので、提案をさせていただきました。

○松田構成員 同じことですけれども、要するに、捕獲実績は効果検証の指標ではないという点は一致していると思います。それであれば効果検証の方をちゃんと書くべきだということも多分一致しているのですが、実はそのやり方はないのです。これは、北海道だけの問題ではなく、指定管理鳥獣捕獲制度そのものが全国的に、例えば屋久島の世界遺産の委員会でも同じようなことが指摘されていますので、これは何としても考えなければいけないのです。

その上で、これから有効な方法がわかったら、それを大々的に使ってブレークスルーを 図らなければいけないというものだと理解しています。捕獲実績の数だけだと、結局個体 群管理にはほとんど役に立っていないことになってしまいますので、これがモデルケース になって次につながるというところを、ぜひ見せていただきたいと思います。

○近藤座長 まさにおっしゃるとおりだと思います。

ほかに何かございますか。

私の方から小さなことなのですけれども、3ページ目の利活用推進地域モデル実証事業の一番下に、食肉向け射撃テキスト作成というものが委託になっておりますが、これはどこに委託するのですか。

と言いますのは、先ほどの説明で、撃つ位置によっては味が違うこともあるという話が

ありましたが、2017年度にエゾシカ協会がJRAの畜産振興事業のお金を使って、頭を撃つか、胸を打つか、大きい銃で撃つか、小さい銃で撃つかというのを、食肉の研究者と一緒に検証したのです。その結果、きちんと処理をしていれば全く差がないということだったのです。処理場に数万頭入るのは、全部頭を打たなければ入りませんが、ヨーロッパやアメリカでは絶対胸を撃てというのです。頭を撃って外したら大変だから、絶対胸を撃ちなさいというのが指導方針なのです。

肉になる10万頭のほとんどは頭か胸を撃っているのですけれども、胸か頭を撃つのであれば全く差がないと言うのです。その成果は処理業者や猟友会には配っているのですが、それに加えてこういうことをやるというのは、どこがおやりになるのか、またどの辺までおやりになるのかお聞きしたいのですが。

○事務局(寒河江主幹) 何が問題になるかというと、肉の中に血が散ってしまうという のが問題なわけで、すぐに放血されて肉の中に血が残りさえしなければ、着弾部位にかか わらず食肉として質のいいものが手に入ることになると思います。

ただ、北海道はご承知のとおり、面積が大変広いので、食肉加工場に入れるまで時間が かかるということがあるものですから、必ずというわけではないのですけれども、推奨す る方法として、首を撃つことが好ましいということでお示ししているものです。

新鮮なままの状態でシカを得るということになりますと、本州などでも検討が行われておりますジビエカーとか、また北海道では使えないかもしれませんけれども、国においてはジビエの利活用推進という観点から、一次処理施設のようなものをつくって一次処理をして、ある程度質のいいものを二次処理施設に回していくという検討もされていると聞いております。

今回は、狩猟者の技術の向上という観点でマニュアルをまとめさせていただいたのですけれども、あくまで推奨する方法の一つということで捉えていただければと思います。

なお、契約の相手方は、これから委託をかけて選定する形になります。

○近藤座長 ある程度成果が出ているものはそれを利用して、あえてやらなくてもいいのではないかということで申し上げました。

今おっしゃった内容で一番の問題は、野外での内臓摘出ができないという縛りがあるわけですから、そこのところは一次処理車を持ってこなければいけないかということ、それから放血についてはかなり普及してきたと思うのですけれども、死後硬直が解放されるまでの時間というのは、ほとんどのハンターは知りませんので、その辺の普及が課題かなとは思っております。

- ○宇野構成員 この手引は狩猟者全員に配るのですか。それとも猟友会単位なのですか。 どういう普及を図ろうとされているのですか。
- ○事務局(寒河江主幹) 紙の配布も含めてですが、電子データであれば二次利用を図る こともできると思いますので、そこは成果品ができてから具体的に検討してまいりたいと 考えております。

○近藤座長 ほかに何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○近藤座長 それでは議事の最後、(6)のその他に関して、事務局から何かございますか。

皆さんからは何かございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○近藤座長 ないようですので、これで議事は終了して、事務局にお返しいたします。

4. 閉 会

○事務局(小島エゾシカ担当課長) 近藤座長、ありがとうございました。

構成員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご議論をいただきまして、ありがとうございました。

先ほど事務局からも申し上げましたけれども、本日ご提言いただきました可猟区域の設定等につきましては、明日開催されます北海道環境審議会自然環境部会の諮問、答申を経て決定することになります。

今後とも、皆様のご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本目の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

以 上